

昭和二十三年法律第二百号

消費生活協同組合法

<b>昭和二十三年法律 第二百号</b> <b>消費生活協同組合法</b>	<b>目次</b> <b>第一章 総則</b> (第一条—第八条) <b>第二章 事業</b> (第九条—第十三条の二) <b>第三章 組合員</b> (第十四条—第二十五条の二) <b>第四章 管理</b> (第二十六条—第五十三条の三) <b>第四章 の二共済契約に係る契約条件の変更</b> <b>(第五十三条の四—第五十三条の十五)</b>
<b>第四章 の三 子会社等</b> (第五十三条の十六—第五十三条の十九)	<b>第四章 の三 附則</b> <b>罰則</b> (第九十八条—第一百一条) <b>第十章 没収に関する手続等の特例</b> (第一百一条の二—第一百一条の四)
<b>第五章 設立</b> (第五十四条—第六十一条の二) <b>第六章 解散及び清算</b> (第六十二条—第七十三条)	<b>第七章 登記</b> (第七十四条—第九十二条) <b>第八章 監督</b> (第九十二条の二—第九十七条の三)
<b>第二条 (目的)</b> <b>第一条</b> この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。 <b>(組合基準)</b>	<b>第二条 消費生活協同組合</b> は、この法律に別段定めるある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。 一定の地域又は職域による人と人との結合であること。 二 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。 三 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。 四 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
<b>第五 条</b> 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。 二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。 <b>(名称)</b>	合には、その限度が定められていること。 事業の利用分量により、これを行うこと。 二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。
<b>第三条</b> 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会は、その名称中に消費生活協同組合若し	

くは生活協同組合又は消費生活協同組合連合会若しくは生活協同組合連合会という文字を用いなければならぬ。

第二章 事業

くは生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でなければならぬ。

2 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でない者は、その名称中に、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会であることを示す文字又はこれらと紛らわしい文字を用いてはならない。

3 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会は、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。

(法人格)

第四条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」と総称する。)は、法人とする。

(区域)

第五条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。ただし、職域による消費生活協同組合であつてやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会(以下「連合会」という。)は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地域による消費生活協同組合は、第十条第一項第一号の事業の実施のために必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができる。ただし、当該消費生活協同組合が同号の事業と同号の事業以外の事業とを併せ行う場合であつて、当該隣接する都府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

(住所)

第六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

(登記)

第七条 この法律の規定により登記しなければならない事項は、その登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(労働組合との関係)

第八条 この法律は、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)による労働組合が、自主的に第十条第一項に規定する事業を行うことを制限し、又はこれに不利益を与えるものではない。

**第九条** 組合は、その行う事業によつて、その組

**第二章 事業**

**第九条** 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、當利を曰的としてその事業を行つてはならない。  
（事業の種類）

**第十条** 組合は、次の事業の全部又は一部を行ふことができる。

- 一 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業
- 二 組合員の生活に有用な協同施設を設置して組合員に利用させる事業（第六号及び第七号の事業を除く。）
- 三 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 四 組合員の生活の共済を図る事業
- 五 組合員及び組合從業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 六 組合員に対する医療に関する事業
- 七 高齢者、障害者等の福祉に関する事業でかつて組合員に利用させるもの
- 八 前各号の事業に附帯する事業

前項第四号の事業（以下「共済を図る事業」という。）のうち、共済事業（組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は受託共済事業（共済事業を行つてゐる組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業をいう。以下同じ。）を行う組合は、組合員のために、但し、保險会社（保険業法（平成七年法律第百五号）等二条第二項に規定する保険会社をいう。）その他の厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（厚生労働省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

共済事業を行う消費生活協同組合であつて、この収受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第一項の規定にかかるわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし

4 連合会は、第三

項の事業のほか、会員たる組

前条の事業を行ふにあたつては、その意に反して、組合の事業を強制されない。

二 厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業（ごとの利用分量の総額（前項ただし書の規定により当該事業を利用する組合員以外の者の利用分量の総額を除く。）の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。生の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。同一職域による組合が、当該職域に係る者である場合に当該物品を供給する場合）

一 職域による組合が、当該職域に係る者である場合に当該物品を供給する場合

二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて行政庁の許可を得た場合

三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適當と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合であつて行政庁の許可を得た場合

行政庁は、前項第二号又は第三号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。次項において同じ。）を利用させることによつて中小大小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第二号又は第三号の許可をしてはならない。

行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること。

二 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明りよう

である者に対しても組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

**(共済契約)**

**第十二条の二** 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に對して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。

前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合には該当する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行なうことができる。

**3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受け受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行なう組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条第三項の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条第一項（第三号に係る部分に限る）の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条第一項（第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る）の規定は共済代理店について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条第一項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三項第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるの**

第十二条の三 共

は「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中  
「保険募集又は自らが締結した若しくは保険  
募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入す  
ることを勧誘する行為その他の当該保険契約に  
加入させるための行為」とあるのは「又は共済  
契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募  
集を行つた団体保険に係る保険契約に加入す  
ることを勧誘する行為その他の当該保険契約に  
加入させるための行為」に関しては第一号に掲げる  
行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、  
次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消  
費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定す  
る特定共済契約」と、「同号」とあるのは「第一  
号」と、「契約条項のうち保険契約又は被  
保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあ  
るの「契約条項のうち」と、同項第八号中  
「特定関係者（第一百条の三（第二百七十二条の  
十三第三項において準用する場合を含む。第三  
百一条において同じ。）に規定する特定関係者）」  
及び第一百九十四条に規定する特殊関係者）のう  
ち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会  
社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会  
社（以下この条及び第三百一条の二において  
「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会  
社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等  
を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をい  
う。」とあるのは「子会社等（消費生活協同組  
合法第五十三条の一第二項に規定する子会社等  
をいう。）と、同条第二項中「第四条第二項各  
号、第一百八十七条第三項各号又は第二百七十二  
条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは  
「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三  
第一項に規定する規約」と、同法第三百五十五条第  
一項及び第三百六条中「内閣総理大臣」とある  
のは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中  
「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、一次  
の各号のいずれかに該当するときは、第二百七  
十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消  
し、又は」とあるのは「第三号に該当するとき  
は」と、「業務の全部若しくは一部」とあるの  
は「共済契約の募集」と読み替えるものとする。  
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(特定共済契約)

買戻条件付売買

2 標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として厚生労働省令で定めるものを行う。（次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

又は金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第三節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十九条第三項たゞ三十七条の三第一項第一号及び第六号並びに第三项、第三十七条の五から第三十七条の七まで、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条第三項たゞ三十七条第二号及び第四号を除く。）の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為を除く。）」中「金融商品取引行為」とある契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められていて買戻条件付売買その他の政令で定める取引除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又



第二十四条	組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、第二十一条の規定による払戻しを停止することができる。 (出資口数の減少)
第二十五条	組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。 前項の場合には、第十九条及び第二十二条から第二十三条までの規定を準用する。
第二十五条の二	(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等) 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 加入の年月日
第二十五条の三	出資口数及び金額並びにその払込みの年月日 組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
第二十五条の四	組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求
第四章	管理
第五条	組合員の加入及び脱退に関する規定 一 地域又は職域 二 名称 三 事務所の所在地 四 最高限度に関する規定
第六条	組合員の加入及び脱退に関する規定 一 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定
第七条	組合員の加入及び脱退に関する規定 一 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定
第八条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の権利義務に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第九条	第一回払込みの金額 十二 事業の執行に関する規定 十三 役員に関する規定 十四 総会に関する規定 十五 事業年度 十六 公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。) 十七 共済事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度 十八 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 十九 現物出資をする者を定めたときは、その者氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数
第十条	行政庁は、模範定款例を定めることができる。 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。 一 官報に掲載する方法 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとする方法をいう。以下同じ。) 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めなければならない。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
第十一条	(定款) 組合の定款には、次の事項を記載
第十二条	組合の定款には、次の事項を記載
第十三条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第十四条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第十五条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第十六条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第十七条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第十八条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第十九条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第二十条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第二十一条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第二十二条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第二十三条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第二十四条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第二十五条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第二十六条	組合員の権利義務に関する規定 一 事業の執行に関する規定 二 役員に関する規定 三 総会に関する規定 四 事業年度 五 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 前項の規定による出資口数の最高限度に関する規定
第二十七条	組合には役員として理事及び監事を置く。 組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならぬ事項を除いて、規約で定めることができる。 (規約) 第二十六条の二 会計又は業務の執行に關し、組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならぬ事項を除いて、規約で定めることができる。 (共済事業規約)
第二十八条	組合員は、定款の定めるところによつて、組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならぬ事項を除いて、規約で、共済事業の種類ごとに、そ の実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。 組合が責任共済又は責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済(以下「責任共済等」といふ。)の事業を行おうとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金」とあるのは、「その実施方法、共済契約及び共済掛金」とする。 (貸付事業規約)
第二十九条	理事は、組合員又は会員たる法人の役員でなければならない。ただし、組合設立当時の理事は、組合員になろうとする者又は会員になろうとする法人の役員でなければならない。これらを選舉する。
第三十条	理事は、組合員又は会員たる法人の役員でなければならない。ただし、組合設立当時の理事は、組合員になろうとする者又は会員になろうとする法人の役員でなければならない。これらを選舉する。
第三十一条	特別の理由があるときには、理事の定数の三分の一以内を限り、前項に該当しない者のうちから、これを選舉することができる。
第三十二条	その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあつては、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。 一 当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。 二 その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三 当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者  
又は二親等内の親族以外の者であること。

5 前項第二号に規定する「子会社」とは、組合が総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項）及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。）

6 第四項の組合は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

7 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

8 投票は、一人（第十七条第一項ただし書の規定により選挙権につき定款で別段の定めをする連合会にあつては、選挙権一個）につき一票とする。

9 第一項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（組合設立当時の役員は、創立総会）において選任することができない。

#### （役員の補充）

第二十九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内にこれを補充しなければならない。（組合と役員との関係）

第二十九条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人  
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十九

二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第一百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条までにおいて同じ。）の過半数を有する会社をいう。

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることとなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 前項各号に掲げる者ほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。（役員の任期）

第三十条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当時の役員の任期は、前二項の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 前三项の規定は、定款によって、役員の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに係る決算に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。（役員に欠員を生じた場合の措置）

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 第三十一条の二 この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行なうべき者を含む）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。（理事會の権限等）

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 第三十一条の四 組合は、理事会を置かなければならぬ。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 組合の業務の執行は、理事会が決する。（理事会の決議）

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 第三十一条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行ななければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十三条の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十四条、第三百八十五条、第三百八十六条及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条及び第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百六十一條第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限る。）とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（理事会の権限等）

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成され、いる場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6 理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（理事会の決議の省略）

第三十条の六 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものの限り）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。（理事会の議事録）

第三十条の七 組合は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第三十条の五第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつてゐるときは、この限りでない。

3 組合員は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されることは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

べきは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

6 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十七条の二、第八百七十七条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。

（代表理事）

第三十条の八 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（代表理事）

第三十条の九 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下この章において「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。

4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5 代表理事については、第三十条の二並びに会社法第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。

（役員の兼職禁止）

第三十一条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等)  
**第三十一条の二** 理事は、次に掲げる場合にはは  
理事会において、当該取引につき重要な実事を  
開示し、その承認を受けなければならぬ。  
一 理事が自己又は第三者のために組合と取引  
をしようとするとき。  
二 組合が理事の債務を保証することその他理  
事以外の者との間において組合と当該理事と  
の利益が相反する取引をしようとするとき。  
民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百八  
条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取  
引については、適用しない。  
三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引  
後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を  
を理事会に報告しなければならない。  
(役員の組合に対する損害賠償責任)  
**第三十二条の三** 役員は、その任務を怠つたとき  
は、組合に対し、これによつて生じた損害を賠  
償する責任を負う。  
2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決  
議に基づき行われたときは、その決議に賛成し  
た理事は、その行為をしたものとみなす。  
3 第一項の責任は、組合員の同意がなけれ  
ば、免除することができない。  
4 前項の規定にかかるらず、第一項の責任は、  
当該役員が職務を行つてき善意でかつ重大な  
過失がないときは、賠償の責任を負う額から当  
該役員がその在職から職務執行の対価  
として受け、又は受けるべき財産上の利益の  
年間当たりの額に相当する額として厚生労働省  
令で定める方法により算定される額に、次の各  
号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定め  
る数を乗じて得た額を控除して得た額を限度と  
して、総会の決議によつて免除することができる  
る。  
一 代表理事 六  
二 代表理事以外の理事 四  
三 監事 二  
5 前項の場合には、理事は、同項の総会におい  
て次に掲げる事項を開示しなければならない。  
一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を  
負う額  
二 前項の規定により免除することができる額  
の限度及びその算定の根拠  
三 責任を免除すべき理由及び免除額  
理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の  
免除に限る。)に関する議案を総会に提出する  
には、各監事の同意を得なければならない。

第 四 項 の 決 議 が あ つ た 場 合 に お い て 、組 合 が 當 該 決 議 後 に 同 項 の 役 員 に 対 し 退 職 慰 労 金 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 財 產 上 の 利 益 を 与 え る と き は 、總 会 の 承 認 を 受 け な か れ ば な ら な い。  <b>(役員の第三者に対する損害賠償責任)</b>
<b>第三十一条の四</b> 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
一 理事 次に掲げる行為
イ 第三十三条の九第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告
<b>二 監事</b> 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
<b>(役員の連帯責任)</b>
<b>第三十三条の六</b> 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。 (補償契約)
組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。
一 当該役員が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために出する費用
二 当該役員が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するすれば当該役員が当該組合に対し第三十一条の三第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を与える目的で同号の職務を執行したことを利用したときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十条の二第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。  
(役員のために締結される保険契約)

6 民法第八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結についてでは、適用しない。

第三十一条の七 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関与することを負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならぬ。

2 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関与すること又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならぬ。



める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第三十一章（役員の解任）

2 これを下回る割合を定款にあつては、その割合以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があれば、そのときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

第一項の規定による解任の請求があつた場合は、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から十日前までに、その請求を係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 前項の場合については、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「組合員が組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合には、その割合）以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあるのは、「第三十三条第一項の規定による役員の解任の請求があつた場合」と、第三十六条第二項中「理事の職務を行ふ者がないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において」とあるのは、「第三十三条第一項の規定による役員の解任の請求があつた場合において、理事の職務を行う者がないとき又は」と読み替えるものとする。

（総会の招集）

**第三十四条** 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

**第三十五条** 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

組合員が組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められてゐるときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

**第三十六条** 総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

2 理事の職務を行う者がないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において、理事が正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。  
(総会招集の手続)

**第三十七条** 理事（理事以外が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の二第四項の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会の決議によらなければならぬ。

**第三十八条** 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の会日の十日前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。  
(通知又は催告)

**第三十九条** 組合の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したとして、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

(総会の議決事項)

**第四十条** 次の事項は、総会の議決を経なければならぬ。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更及び廃止
- 三 組合の解散及び合併
- 四 每事業年度の事業計画の設定及び変更
- 五 収支予算
- 六 出資一口の金額の減少
- 七 事業報告書並びに決算関係書類その他の組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるもの
- 八 組合員の除名及び役員の解任
- 九 連合会への加入又は脱退
- 十 その他定款で定める事項

3 規約の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

4 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第二十六条の第三項に規定する規約の設定、変定期、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 第二十六条の四に規定する規約の設定、変定期、又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 共済事業に係る第四項及び第五項の認可並びに貸付事業に係る第四項及び前項の認可については第五十八条の規定を、これらの事業以外の事業に係る第四項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

組合は、第四項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(総会の通常議決方法)

**第四十一条** 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

2 任する。

1 (総会の特別議決方法)

**第四十二条** 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の全部の移転

五 第三十一条の三第四項（第三十三条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定による責任の免除

(役員の説明義務)

**第四十三条** 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。(延期又は続行の決議)

**第四十四条** 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十七条及び第三十八条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

**第四十五条** 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。



してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。  
**(健全性の基準)**  
**第五十条の五** 行政庁は、共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一 出資の総額、準備金の額その他の厚生労働省令で定めるものにより計算した額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により生じ得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額  
 (共済事業の健全かつ適切な運営の確保)

**第五十条の六** 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるものほか、厚生労働省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明、その共済事業に関する取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その共済事業を第三者に委託する場合における当該共済事業の的確な遂行その他の共済事業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。  
 (責任準備金)

**第五十条の七** 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、厚生労働省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

**(支払準備金)**

**第五十条の八** 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上しているものがあるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支払準備金を積み立てなければならない。  
 (価格変動準備金)

**第五十条の九** 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その所有する資産で第五十条の規定による損失が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうなぎにより、支払準備金を積み立てなければならない。

二 第二項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するもののうち、価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産（次項において「特定資産」という。）があるときは、厚生労働省令で定めた金額について積み立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けたところにより、価格変動準備金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一 出資の総額、準備金の額を積み立てをしなければならない。ただし、その全部又は一部の他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により生じ得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額  
 (共済事業の健全かつ適切な運営の確保)

**第五十条の九** 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるものほか、厚生労働省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明、その共済事業に関する取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その共済事業を第三者に委託する場合における当該共済事業の的確な遂行その他の共済事業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。  
 (責任準備金)

**第五十条の十** 共済事業を行う組合は、契約者割戻し（共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金額を運用することによつて得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを第二十六条の三第一項の規約で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行ふ場合は、公正かつ平衡な分配をするための基準として厚生労働省令で定める基準に従い、行わなければならぬ。

**第五十条の十一** 共済事業を行う組合（厚生労働省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金とする事項として厚生労働省令で定める組合に該当する者でなければならない。  
 (共済計理人の選任等)

**第五十条の十二** 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について必要な知識及び経験を有する者として厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければならない。  
 (会計の原則)

**第五十条の十三** 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ぜることができる。  
 (資産運用の方法等)

**第五十条の十四** 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するもの厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。  
 (貸付事業を行う組合の純資産額)

**第五十条の十五** 貸付事業を行う組合（職域による消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。）の純資産額は、当該貸付事業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める額以上でなければならない。  
 (前項の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。)

**第五十条の十六** 第一項の純資産額は、厚生労働省令で定めるところにより計算するものとする。  
 (医療福祉等事業に関する積立金)

**第五十条の十七** 組合は、医療福祉等事業に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうなぎにより、支払準備金を積み立てなければならない。  
 (価格変動準備金)

**第五十条の十八** 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上しているものがあるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支払準備金を積み立てなければならない。  
 (会計の原則)

**第五十二条** 組合は、損失をてん補し、前条に定める金額を控除した後でなければ剩余金を割り戻しを行ふほか、これを行つてはならない。  
 (剩余额の割戻し)

**第五十二条** 組合が組合員の利用分量に応じて剩余金の割り、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応ずるほか、これを行つてはならない。  
 (剩余额の割戻し)

**第五十二条** 組合が組合員の利用分量に応じて剩余金の割り、組合員が期日の到来した出資の払込みを終えるまで、その組合員に割り戻しができる。  
 (剩余额の払込充当)

**第五十三条** 組合は、組合員が期日の到来した出資の払込みを終えるまで、その組合員に割り戻しができる。  
 (業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧等)

**第五十三条の二** 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類

を作成し、当該組合の事務所（主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項の組合が子会社その他當該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものととることができる。

この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第六条 第五十三条の三 第五十一条の三から前条までに定めるもののほか、組合がその財産を適正に処理するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（財務基準）

第五十三条の三 第五十一条の三から前条までに定めるもののほか、組合がその財産を適正に処理するため必要な事項には、当該組合の定めたものと同一である。

（第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更）

（契約条件の変更の申出）

第五十三条の四 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約（変更対象外

契約を除く。）について共済金額の削減その他の契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

前項の組合は、同項の申出をする場合には、前項の組合が子会社その他の當該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項の申出に理由があると認めることはできる。

第一項に規定する「変更対象外契約」とは、第一項に規定する「変更対象内契約」（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める共済契約をいう。

（業務の停止等）

第五十三条の五 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

（契約条件の変更の限度）

第五十三条の六 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

契約条件の変更によって変更される共済金等の計算の基礎となる予定期率については、共済契約者等の保護の見地から共済事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

（契約条件の変更の議決）

第五十三条の七 共済事業を行う組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第五十三条の四第三項の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならぬ。

前項の議決には、第四十二条の規定を準用する。

第一項の議決には、第四十二条の規定を準用する。

第一項の議決には、第四十二条の規定を準用する。

第一項の議決には、第四十二条の規定を準用する。

容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を示さなければならない。

第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更による蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

前項の方針については、その内容を定款に記載し、又は記録しなければならない。

第一項に規定する「変更対象外契約」とは、第一項に規定する「変更対象内契約」（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める共済契約をいう。

（契約条件の変更に関する総会の特別議決等に關する特例）

第五十三条の八 前条第一項の議決又はこれとともに第42条第一号、第二号若しくは第4号に掲げる事項に係る議決は、同条（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

前項の規定により仮にした議決（以下この条において「仮議決」という。）があつた場合においては、組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

（契約条件の変更に係る書面の備置き等）

第五十三条の九 共済事業を行う組合は、第五十三条の七第一項の議決を行なうべき日の二週間前から第五十三条の十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由で、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項並びに第五十三条の七第四項の方針がある場合には、その方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその各事務所に備え置かなければならない。

組合員及び共済契約者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定め

（共済調査人の調査等）

前項の書面の閲覧の請求

前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの交付の請求







て、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(新設合併消滅組合の手続)  
**第六十八条の三** 新設合併消滅組合は、次に掲げる  
る日のいずれか早い日から新設合併設立組合の  
成立の日までの間、新設合併契約の内容その他  
厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録  
した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に  
備え置かなければならぬ。

4 第二項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は会員たる組合の役員のうちから、これを選任しなければならない。

5 第二項の規定による役員の選任については、第二十八条第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

6 新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した新設合併組合の運営義務を負ふ。併せて合併する組合の組合員は、合併後も各自の組合員としての権利義務を有する。

**(合併の無効の訴え)**  
**第七十一条** 組合の合併の無効の訴えについて  
は、会社法第八百二十八条规定第一項（第七号及び  
第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七  
号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十  
四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、  
第八百三十五条第一項、第八百三十六条规定から第  
八百三十九条まで、第八百四十三条规定第一項第  
三号又が第四号を除く第二項に記載の余り、

前までに、吸収合併を終了する旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

二 第五項による公報の日又は第五項において准用する同条第三項の規定による催告の日のい  
該新設合併消滅組合に對して、その業務取扱部  
ずれか早い日

7 認合伊洋海組合の構成事業その他の新設合併に關する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

新設合併設立組合は、成立の日から六月間前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く  
並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条规定第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る）、第八百七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る）、第八

7 吸收合併存続組合については、第四十九条及  
組合員は、吸收合併存続組合に対して、当該吸收  
合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議  
を経ないで合併をする場合（第四項の規定によ  
る通知があつた場合を除く。）は、この限りで  
ない。

ができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

8 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱区间内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

四 閲覧の請求  
前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

三二 第六項の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
第六項の電磁的記録に記録された事項を電  
磁的方法であつて新設合併設立組合の定めた  
ものにより提供することとの請求又はその事項  
の記録による表示の請求

は理事かその清算人となる。たたし総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(会社法等の準用)

**第七十三条**組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)、第四百六十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十二条第一項(但し第二項及び第三項に付する規定を除く。)の規定が準用される。

10 吸收合併存続組合の組員及び債権者は、当  
た日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を  
その主たる事務所に備え置かなければならな  
い。

新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅組合の組合員は、新設合併消滅組合に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第六十九条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。前項の認可については、共済事業又は貸付事業を記載した書面の交付の請求（合併の認可）

第四百七十九条第一項及び第二項（各号別記以外の部分に限る）、第四百八十二条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第

間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

新設合併消滅組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。

業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

四百九十九条から第五百三条まで、第五百七  
条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、  
第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る  
部分に限る）、第八百七十二条、第八百七十二  
条（第四号に係る部分に限る）、第八百七十四

二 第八項の書面の賛同の請求  
三 第八項の書面の賛同の請求  
第八項の書面の賛同の請求

適用しない。

**第七十条** 吸収合併存続組合は、効力発生日又は前条第一項の行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務（そ

組合の清算人については、第二十九条の二、第三十条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を

#### 四 の閲覧の請求

3 うちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

の組合がその行う事業に關し、行政庁の許可を認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。」を承継する。  
2 新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務を承継する。

二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十一条の三第一項から第三项まで、第三十一条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限



第十六条の二 第七項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 吸収合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

（新設合併による設立の登記の申請）

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条の三第三項の規定による新設合併契約の承認があつたことを証する書面

二 第六十八条の三第五項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告（第六十八条の三第五項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 新設合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内外に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

（解散の登記の申請）

第八十九条 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。

第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

---

第 1 章 第 1 节 1 8

**第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。**

**第九十条** 組合の総会又は創立総会の決議の不存 在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について(は、会社法第九百三十七条第一項(第一号二百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第九十一条** 登記すべき事項のうち行政庁の認可を要するものの登記の期間については、その認可書の到達した日から起算する。ただし、第五十九条第二項及び第五項(第六十二条第三項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した日から起算する。  
(商業登記法の準用)

**第九十二条** 登記について(は、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第二百三十九条から第二百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政手に対する請求」と、同条第三項中「そ

本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの」につきは「清算算株式会社の代表清算人となつたもの」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条における準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替えるものとする。

きは、当該組合に対し、その業務又は会計の状況に報告又は資料の提出を求めることができる。

2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者に対して、当該組合の業務又は会計の状況に關して参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(行政庁による検査)

第九十四条 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の处分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の处分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計が経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検査について準用する。

7 第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、閲

係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

**第九十四条の二** 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために認めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。

行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

前項の規定による命令（改善計画の提出を求めるなどを含む）であつて、共済事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければならない。

行政庁は、共済事業を行う組合が法令が著しく悪化し、共済事業を継続することが法律契約者等の保護の見地から適当でないと認めるとときは、当該組合の第四十条第五項の認可を取り消すことができる。

行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の处分若しくは定款若しくは規約に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員の解任を命じ、又は第四十条第五項若しくは第六項の認可を取り消すことができる。

**（法令等の違反に対する処分）**

**第九十五条** 行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は第九十四条の規定による検査を行つた場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。

二 正当な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後一年以内にその事業を開始しないこと。

三 第一号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。

四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。

五 第五十三条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。

六 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

三 子会社等を新たに有することとなつたとき。

二 共済代理店の設置又は廃止をしようとする場合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。

**（行政手続への届出）**

**第九十六条の二** 共済事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 共済代理店の設置又は廃止をしようとする場合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三 子会社等を新たに有することとなつたとき。

二 共済代理店の設置又は廃止をしようとする場合に対し、期間を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政手続の届出を定めたとき。

二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第一十五条第一項の通知は、聴聞の期日の二週間前にまでにしなければならない。

二 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。（行政手続による取消し）

**（行政手続への届出）**

**第九十七条の二** 組合員が総組合員の十分の一以上の臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。（権限の委任）

**第九十七条の三** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

**第九十八条の二** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

**第九十八条の三** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

**第九十九条の五** 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第九十八条の四** 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第九十九条の五** 前条の場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と、この条次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と読み替えるものとする。



二十四 第四十三条（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、説明をしなかつたとき。

二十五 第四十七条の二第一項、第五十三条の十八第二項、第五十三条の十四第一項又は第五十三条の十五第二項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十六 第四十九条又は第四十九条の二、第二項（これらの規定を第五十条の二、第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

二十七 第四十九条第三項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の十四第一項若しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第九十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十八 第五十条の十一第一項の規定に違反して、共済代理人の選任手続をせず、又は同条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者でない者を共済代理人に選任したとき。

二十九 第五十条の十三、第五十三条の五又は第五十条の十三、第五十三条の四又は第五十二条の二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十 第五十一条の四又は第五十二条の規定に違反したとき。

三十一 第五十三条の八第二項の規定による命令（改善計画の提出をしたとき。

三十二 第五十三条の十四第二項の規定にて、総会を招集しなかつたとき。

三十三 第五十三条の十四第三項の規定に違反したとき。

三十四 第五十三条の十六第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の第五十三条の十七第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第五十三条の子会社としたとき。

三十五 第五十二条の十七第一項若しくは第二項ただし書（第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五十三条の規定に違反したとき。

三十六 第五十三条の十七第三項又は第五項（これらの規定を第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定によりて準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三十七 第五十三条の十八第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十八 第七十三条において準用する会社法第三百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

三十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

四十 第七十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済を怠したとき。

四十一 第七十三条において準用する会社法第五百二十二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

四十二 第九十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

四十三 第九十三条の二の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をしたとき。

四十四 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十一条第三項において準用する同法第三百八十二条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

3 第百条の二 組合の理事であつて第十二条第六項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

4 第百一条の三 共済代理店が、第十二条の二第三項において準用する同法第三百八十二条第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第十二条の二第三項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反して、それぞれ準用する。

第五百一条 第三百第二項の規定に違反して、それを十円以下の過料に処する。

第一百条の四 第九十八条の四の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容について、同法第四条第六項の規定を準用する。

（施行期日）

第一百一条 この法律施行の期日は、昭和二十三年十月三十一日までの間において、政令でこれを定める。但し、この法律中消費生活協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後六箇月を経過した時から、これを施行する。

（産業組合法の廃止）

第一百三条 産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）は、これを廃止する。

2 この法律施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

3 前項の産業組合又は産業組合連合会で、この法律施行の日から二箇年を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時までその規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十八条の五第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十八条の五第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する急患措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。（没収された債権等の処分等）

（消費生活協同組合との組織変更）

第一百四条 前条第二項の産業組合で消費生活協同組合と同種の事業を行うものは、前条第三項の組合員の資格を有するものとみなす。但し、第四十七条の規定により消費生活協同組合となるに解散する。

2 前項の規定により消費生活協同組合となるに解散する。

3 第一項の場合における定款の変更、役員の選任その他消費生活協同組合となるのに必要な行為は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するものの互選した特別委員が協同して、これをなさなければならぬ。

4 前項の定款の変更については、産業組合法の規定にかかわらず、第四十六条及び第四十七条の規定にかかる代会は、第四十七条の規定にかかる代会とみなす。

5 第三項に規定する役員の選任は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するもののうちから、これをなさなければならぬ。

6 第三項の規定により選任された役員の任期は、第三十条第一項の規定にかかる代会、特別委員の定める期間とする。但し、その期間は一年を越えてはならない。

7 特別委員は、組織変更に必要な行為を終えたときは、三十条第一項の規定にかかる代会、特別委員の定める期間とする。但し、その期間は一年を越えてはならない。

の規定を準用する。但し、第九十七条中「厚生大臣」とあるのは、「厚生大臣及び農林大臣」と読み替えるものとする。  
組織変更は、主たる事務所の所在地において、登記をするに因つて、その効力を生ずる。

前項の登記については、第七十四条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「出資の第一回の払込があつた日から」とあるのは、「組織変更の認可があつた日から」と読み替えるものとする。

前項の規定による登記の申請書には、その産業組合の主たる事務所の所在地で、第九項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、登記官吏で、その産業組合の主たる事務所の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

産業組合の主たる事務所の所在地以外の地区で、第九項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その産業組合の主たる事務所の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

本条に規定するものの外第一項の規定により、産業組合が消費生活協同組合となるについて必要な事項は、命令でこれを定める。

第一百五条 前条の規定により、産業組合が消費生活協同組合となつたときは、その産業組合の組合員のうち消費生活協同組合の組合員たる資格を有しない者は、組織変更の効力が生じたとき、前条第一項の場合において、従前の産業組合の組合員の持分の上に存した質権は、その組合員が消費生活協同組合の組合員となつたときは、その者の有すべき第二十二条の規定による払戻請求権、第五十二条の規定による割戻請求権及び組合が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。

前条第一項の場合において、その産業組合が無限責任又は保証責任の組合であるときは、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた組合の債務については、産業組合法第二条第二項の規定による責任を免れることができない。

4 前項の責任は、前条第一項の組織変更後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。  
5 前条第一項の場合において消費生活協同組合が從前産業組合として行つていた事業の範囲を縮少したときは、その縮少した事業の残務を処理

理するため必要な行為については、第十条の規定にかかるわらずこれを行うことができる。  
**(市街地信用組合との転移)**

**第一百六条** この法律施行の際現に存する産業組合法による信用事業を行う産業組合、又はその合併に因つて設立した産業組合で、市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）第二十四条第一項に定める者をもつて組織せられるもの（同法第六十三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第三百三十三条第三項の期間内に、産業組合法第二十八条の規定による総会の決議をもつて、市街地信用組合となることができる。

2 前項の場合には、市街地信用組合法第六十三条第二項から第四項まで、及び第六十四条から第七十条までの規定を準用する。  
**(解散すべき産業組合及び産業組合連合会)**

**第一百七条** この法律施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会で左の各号の一に該当するものは、第三百三条から前条までの規定にかかるわらず、この法律施行の日から二箇月以内に解散しなければならない。  
一 ある産業部門において何等かの手段をもつて他の個人又は法人に対し左に掲げる事項を強要するもの  
イ 団体員となること  
ロ 手数料を徴収すること  
ハ 事業についての一定の規則を守ること  
二 左に掲げる手段により物資又は製品（自己の製品を除く。）の分配又は販売を統制するもの  
イ 購買又は販売の独占権  
ロ 強制監査  
ハ 割当配給その他分配の計画を作ること  
ニ 構成員に対し信用を供与し又は保証をなすこと

3 前項の産業組合又は産業組合連合会で、前項の期間内に解散しないものは、その期間が経過した時に解散する。  
前二項の解散に関する必要な事項は命令をもつてこれを定める。

**解散した産業組合の財産の承継**  
**第一百八条** この法律施行後解散した産業組合の解散時に於ける組合員の過半数を構成員とする他の法律に基く協同組織体は、その産業組合に對して、解散後二箇月内に、その産業組合が解散當時有していた財産の譲渡に関する協議を求

2 前項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、当該行政庁は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見を聞き、当該産業組合に対して、譲渡の条件を定めてその財産の譲渡を命ずることができる。

3 前項の譲渡命令があつたときは、協議が調つたものとみなす。

4 第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、その命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

5 第二項の当該行政庁は、第九十七条の規定にかかわらず、その産業組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

6 第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に関する必要な事項は、命令でこれを定める。

(産業組合法の効力に関する経過規定)

**第一百九条** 左の各号に掲げる規定の適用については、産業組合法は、この法律施行後でも、なおその効力を有するものとする。

一及び二 削除

三 蚕糸業組合法 (昭和六年法律第二十四号)

第二十六条

四 農村負債整理組合法 (昭和八年法律第二十一号) 第二十一条第一項及び第三項並びに第十四条

五及び六 削除

七 海外移住組合法 (昭和二年法律第二十五号) 第十四条

**第一百十条** この法律施行前 (第一百三条第二項の産業組合及び産業組合連合会については、同項の規定により効力を有する産業組合法の失効前にした行為に対する罰則の適用については、産業組合法は、この法律施行後 (同項の産業組合及び産業組合連合会については、同項の規定により効力を有する産業組合法の失効後) でも、なおその効力を有する。

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。  
附 則（昭和二十四年六月一日法律第一七四号）抄  
この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定

める。

附 則（昭和二二五年四月一日法律第九三  
号）抄

この法律中第一条及び第三条の規定は昭和二二五年五月一日から、その他の規定は公布の日から、施行する。但し、改正後の消費生活協同組合法第七号の規定は、罰則に関する部分を除き、消費生活協同組合法施行の日から適用する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二  
一三号）抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和二九年四月三〇日法律第八  
一号）  
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。  
(経過規定)

この法律による改正後の第五十九条の二の規定は、この法律の施行前になされた組合の設立の認可についても、適用されるものとする。但し、同条に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律による改正後の第九十五条第一項第二号の規定は、この法律の施行前に成立した組合で、この法律の施行の際現にその事業を休止し、又はまだその事業を開始していないものについても、適用されるものとする。

附 則（昭和三四年四月一八日法律第一  
四五号）抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月二三日法律第一  
六号）抄  
(五五号)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二八年七月九日法律第一  
二二号）抄

この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三四年四月一日）から施行する。

<p><b>附 則</b> (昭和四五年六月一日法律第一一 第一号) 抄 (施行期日)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>(この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（所得税法等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>附則第十五項に規定する住宅組合に関する法律の適用除外等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置</p> <p>は、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一及び二 略</p>
<p><b>三 消費生活協同組合法</b></p>
<p><b>附 則</b> (昭和五三年五月二三日法律第五 四号) 抄 (施行期日)</p> <p>(この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>附則第十二項に規定する貸家組合等に関する法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 略</p>
<p><b>二 消費生活協同組合法</b></p>
<p><b>附 則</b> (昭和六一年六月一〇日法律第八 一号) 抄 (施行期日)</p> <p>(この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>第一 則</b> (平成元年一二月二二日法律第九 一号) 抄 (施行期日)</p> <p>(この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成五年一月一二日法律第八 九号) 抄 (施行期日)</p> <p>(この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。</p> <p>（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）</p> <p><b>第二 条</b> この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三</p>

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続  
その他の意見陳述のための手続に相当する手続

た同項の認可については、なお従前の例によ  
る。

五百七十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日  
(国等の事務)

の法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこ

れに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則

（但の此の公会は日本に於ける他の公会と同様の事務を司るに限る）  
第一百六十一条において「國等の事務」という。）

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体

の事務として処理するものとする。  
（処分、申請等に関する経過措置）

**第一百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定につき、ては、当該各規定。以下二の条及び

規定については、当該各規定以下の条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に

改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において

「処分等の行為」という。又はこの法律の施行の祭現こ改正前のそれぞれの法律の規定こより

の陳述は、正直のうえで本件の進行の判定に供されている許可等の申請その他の行為（以下このままで「申請等」）を行なつておる。

の条において「申請等の行為」ということでこの法律の施行の日においてこれらの行為に係

る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正

後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の溝置に関する規定に定めるものを

むこの経過措置に関する規定は定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等

の行為又は申請等の行為とみなす。  
この法律の施行前改正前のそれぞれの法律

の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、呈出その他手続をしません。

**報告届出** 提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手

続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共團体の相當の幾関

規定に依り日本は地方公共団体の担当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない。

ればならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後の

それぞれの法律の規定を適用する。  
（不服申立てに関する経過措置）

**第一百六十一条** 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下



**第四条** 共済事業（第一条の規定による改正後の「新協同組合法」と同じ。）第十条第二項の共済事業をいう。（以下「新協同組合法」と同じ。）を行う消費生活協同組合であつてその収受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会であつて、この法律の施行の際現に共済事業、受託共済事業（同条第二項の受託共済事業をいう。）及び同条第一項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第二項の

2 特定日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間ににおける第一条の規定による改正後の消費生活協同組合は法第五十一条第二項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは、「二千万円」

**第三条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（次項において「特定日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「五

2 前項の規定により引き続き貸付事業を行うことができる場合においては、その組合を第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第四十三条第五項の当該行政庁の認可を受けた組合とみなして、同法の規定（同法第十三条及び第五十一条を除く。）を適用する。

法第十三条の貸付事業（以下この条において單に「貸付事業」という。）を行う組合は、同号令に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、同法第二十六条の四の規定にかかるわらず、引き続き当該貸付事業を行うことができる。

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

二 第三条の規定 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日において政令で定める日

（第一条並ては次条及び附則第三条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において）

二 第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に

**第五条** 新協同組合法第十二条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に締結される共済契約の締結の代理又は媒介の業務の委託契約について事業」という」を併せ行うものには、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、新協同組合法第十条第三項の規定にかわらず、引き続き当該共済等以外事業を行うことができる。

閣保書類（同第二項の決算閣保書類をいふ）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお前例による。

年度に係る事項に関する弁護士の職務について適用する。

**第二十四条** 新協同組合法第五十一条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益について適用する。

**第二十五条** 新協同組合法第五十一条の四第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについ

**第十二条** この法律の施行の際に存する組合の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

は、この法律の施行の際現に共済事業を行う組合については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

に関する通常総会の終結の時から適用し、当該通常総会の終結前は、なお従前の例による。  
**第十一條** この法律の施行の際現に存する組合の理事の代表権については、理事会が理事の中から組合を代表する理事を選定するまでの間は、  
なお従前の例による。

第二十二条 新規同様合意第五十条の規定  
は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業  
年度に係る同条第一項に規定する契約者割戻し  
を行う場合について適用し、同日前に開始した  
事業年度における共済契約者に対する割戻しに  
ついては、なお前述の例による。

に係る決算に関する通常総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

**第二十条** 新協同組合法第五十条の九の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

の規定は施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは適用しない。ただし、施行日以後に同条に該当したこととなつたものについては、この限りでない。

**第九条** この法律の施行の際現に存する組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度の規定は施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは適用しない。ただし、施行日以後に同条に該当したこととなつたものについては、この限りでない。

度に係る経理の区分について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る経理の区分については、なお従前の例による。

**第六項**の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

の出資一口の金額の減少については、なお以前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、この限りでない。

行う組合が受ける共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約（施行日前にその申込みを受けたものを除く。）について適用する。

**第七条** この法律の施行の際現に存する組合であつて新協同組合法第二十八条第四項に規定する

組合にあつては、総会又は総代会。以下同じ。)の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

二項の規定は、施行日以後に締結される共済契約について適用する。

年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

**第十五条** 新協同組合法第三十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿について適用する。

**第十六条** 施行日前に総会（総代会を設けて）する。

第五条 新協同組合法第十二条の二第一項及び第  
二项の規定による組合の運営に係る事務は、  
新規事業（以下「新規事業」といふ）を除くものには、この  
法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、新協  
同組合法第十条第三項の規定にかかわらず、引き続き当該共済等以外事業を行うことができる。

**第十四条** 新協組合法第三十一条の八、第三十二条の九及び第九十二条の二第二項の規定は、平成二十一年四月一日以後最初に終了する事業においては、なお従前の例による。

である国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権（新協同組合法第二十八条第五項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第三十条において同じ。）を合算してそ

する子会社対象会社以外の特定会社が子会社でなくなつたとき、又は特定会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

2 すでにその旨を行政庁（新協同組合法第九十七条に規定する行政庁をいう。以下同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過するまでの間は、適用しない。

前項の共済事業兼業組合は、同項の届出に係る手続項目に就き第一項に規定する事項を除くもの

項目に規定する子会社を「以下同じ」として  
いる共済事業兼業組合(新協同組合法第五条の十六第一項に規定する共済事業組合合  
をいう。以下この条及び次条において同じ。)の該特定会社については、当該共済事業兼業  
組合が施行日から起算して六月を経過する日ま

項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の特定会社（新協同組合法第五十三条の十七第一項に規定する特定会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を子会社（新協同組合法第二十八条第五

結の時から適用し、当該通常総会の終結前は、  
なお從前の例による。

**第二十六条** 新協同組合法第五十三条の二第一項  
及び第二項の規定は、施行日以後に開始する事  
業年度に係る説明書類について適用する。

第七第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて有している共済事業兼業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有について、は、当該共済事業兼業組合又はその子会社が同日において新協同組合法第五十三条の十七第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用す。

してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、新協同組合法第五十三条の十九の規定を適用する。

（処分等に関する経過措置）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日）**八号** 附則 平成二一年六月二四日法律第五

**第三十一条** この法律の施行の際に存する共済事業を行う組合であつてその出資の総額が新協同組合法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額に満たないものについては、同項の

規定は、施行日から起算して五年を経過するまでの間は、適用しない。

組合法」という)第六十二条第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合及び施行日前に生じた旧協同組合法第六十四条第一項に規定する事由により組合が解散した場合の清算に

**第三十三条** 旅行日前に会員券が継続された場合における組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、この限りでない。

**第三十四条** この法律の施行の際現に存する組合については、新協同組合法第九十六条の二の規定は、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、適用しない。

**第三十五条** 旧協同組合法の規定によつてした处分、手続きその他の行為は、この附則に別段の定めがある場合を除き、新協同組合法の相当規定

によつてしたものとのみなす  
(政令への委任)

置は、政令で定める。  
(検討)

消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一九年六月一日法律第七四号抄）  
第一条　この法律は、平成二十年十月一日から施行期日

**第三十条** 新協同組合法第五十三条の十九第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している共済事業専業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業専業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業専業組合又はその子会社が同日において新協同組合法第五十三条の十九第二項において準用する新協同組合法第五十三条の十七第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算

(処分等に関する経過措置) 第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。

(罰則の適用に関する経過措置) 第百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしたこととされる行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任) 第百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六五号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置) 第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任) 第四十二条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附 則 (平成二一年六月一〇日法律第五

**附 則**（平成二二年六月二四日法律第五八号）抄  
**（施行期日）** 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一及び二 略

る改正規定 同法第七十九条の十三の改正規定並びに同法第五百五十六条の三十一の次に一  
条を加える改正規定 第二条中無尽業法目次の改正規定（第十三条を「第十三条ノ二」

に改める部分に限る)、同法第九条の改正規定及び同法第二章中第十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第二条第一項及び第二

及び司法第九十二条の五の改正規定 第五条  
第一条の十の三の改正規定 同法第十一条の十二の二を同法第十一条の十二の三とし 同法第十二条の十二の次に一条を加える改正規定 及び司法第九十二条の五の改正規定 第五条

中水産業協同組合法第十一條第四項第二号及び第十一條の九の改正規定、同法第十一條の十の次に一条を加える改正規定、同法第十一

条の十三第二項及び第十五條の七の改正規定、同法第十五條の九の二を同法第十五條の九の三とし、同法第十五條の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条第一

項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百条の八第一項及び第一百二十一条の五の改正規定、第六条中中小企業等協同組合法第九条の七の三及び第十七条の四の二並に第十九条の

七の三及び第九条の七の四並びに第九条の五第二項の改正規定並びに同法第九条の九の次に二条を加える改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定（提供

等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。」、同条第二項の改正規定及び同法第八十九条の二の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係

規定並びに同法第二十四条の一及び第五十条の二第二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第十九条の改正規定（「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第六十六条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

**第十九条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお前前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前前の例による（政令への委任）

**第二十条** 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一三年五月一五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年九月一二日法律第六六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定  
二 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十三条まで及び第十六条の規定  
一 条まで及び第十六条の規定  
起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則の適用に関する経過措置)

前にした行為に対する罰則の適用については、  
なほ前例による。  
**(政令への委任)**  
**第十八条** 附則第二条から第五条まで及び前条に  
定めるもののほか、この法律の施行に関する必要  
な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）  
は、政令で定める。  
**附 則（平成二六年五月三〇日法律第四  
四号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
**一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第  
一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条  
及び第十八条の規定 公布の日**  
**二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定  
（第八章 罰則（第一百九十七条—第二百九  
条）を「／第八章 罰則（第一百九十七条  
第二百九条の三）／第八章の二 没収に関する  
手続等の特例（第二百九条の四—第二百九  
条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第  
四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九  
条及び第四十九条の二、第五十条の二第四  
項、第五十七条の二—第五項、第五十七条の十四  
第七項及び第三項並びに第六十三条第四項の  
の改正規定 同法第六十五条の五第二項の改  
正規定（「規定（〔を「規定並びに」〕に、「罰  
則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規  
定」に改める部分に限る。）、同法第二百九条  
の次に二条を加える改正規定、同法第八章の  
次に一章を加える改正規定並びに同法第二百  
十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商  
品取引法等の一部を改正する法律附則第三条  
の改正規定に限る。）、第三条（金融機関の信  
託業務の兼營等に関する法律第二条第四項の  
協同組合法第十一条の二の四、第十一条の十  
改正規定（「第三十二条」の下に「第七号を  
除く。」）を加える部分に限る。）及び同法第  
二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業  
の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）  
、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三  
第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業**

な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第十九条** 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成二六年五月三〇日法律第四五号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中保険業法第三百七十五条第一項第一号、第三百七十七条第七号及び附則第二百十九条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

**第六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用（政令への委任）

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用（政令への委任）

**第七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各号に定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際境にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の

の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条まで規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**2** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（罰則に関する経過措置）**

**附 則（平成二六年六月二七日法律第九七号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**第七条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第二十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第二十六条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中保険業法第三百七十五条第一項第一号、第三百七十七条第七号及び附則第二百十九条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定（公布の日から起算して三月を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

**第六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用（政令への委任）

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用（政令への委任）

**第七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（罰則に関する経過措置）**

**附 則（平成二九年五月二四日法律第三七号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各号に定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際境にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の

人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

#### 附 則（令和元年一二月一一日法律第七一号）

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中社債、株式等の振替に関する法律第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す

る。

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中保険業法第三百七十五条第一項第一号、第三百七十七条第七号及び附則第二百十九条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定（公布の日から起算して三月を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

**第六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用（政令への委任）

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用（政令への委任）

**第七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（罰則に関する経過措置）**

**附 則（平成二九年六月二七日法律第九七号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各号に定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際境にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の

第十四条第十四号及び第十五号を除く。)〔に改める部分に限る。〕第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定(〔第十九条の二〕の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「、同法第四百四十五条の二中「商業登記法〔とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第六十五条において準用する商業登記法〔とあるのは「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記組合法第九十二条の改正規定(〔第十七条から〕六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(〔第十七条から〕の下に「第十九条の三まで、第二十一條から〕を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「、同法第四百四十六条の二中「商業登記法〔とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四十五条」とを加える部分に限る。〕、第七十七条の下に「、同法第四百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第二十四条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定(〔第十七条から〕の下に「第十九条の三まで、第二十一條から〕を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「、同法第四百四十六条の二中「商業登記法〔とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法〔とあるのは「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第八十三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(〔第十七条から〕の下に「第十九条の三まで、第二十二条から〕を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及

る法律第二十三条から第二十四条の一までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定（「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）」、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定（「第三百五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」）とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九百八十八号）第七十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条において準用する商業登記法第七十六条第一項の改正規定（「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条（「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）同法第四十六条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第八十九条の四第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三十六条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定中「規定（同法第二百九十八条（第一項）

第三号及び第四号を除く)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十四条並びに第三百五十五条の五第二項を除く。中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定中「を加え、「これら」の規定(同法第二百九十九条の三第一項第五号を除く)中「に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「の下に「これら」の規定百四十四条並びに第三百十八条第四項を除く)中「株主」とあるのは「総代」と「を削り、中「を加え、「これら」の規定(同法第二百九十九条第一項(各号を除く)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十四条を除く)中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百一十二条第五項」に改めた(「第四号を除く)に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く)、同法第六十四条第二項及び第三項に規定する議決権行使書面を(以下同じ)に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「登記」と、「第三百四十八条」を「第三百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九条から第百四十八条まで(「に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五十五条)第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「

は「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「(一)の法律に」とあるのは「保険業法に」と、「(二)の法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定 同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く)、並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「」)、第二十二条第二項第七号まで(「に改める部分、「条から第二十七条まで(「に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と)を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と)の下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法(一)とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第一百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く)、及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「(第三項

を除く。」)を削る部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定(「同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に是は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と)を削る部分に限る)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第六十九条中消費生活協同組合法第八一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療法第十四条第六条の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十一条の三」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七に三項ヲ除ク)を「第五十七条」に改める部分に正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び第十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第七十一条から第七十三条の五の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び正規定、同法第八十六条第二項の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び第百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次

に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第三条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第十九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（第八項）の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第百十三条规定（第百三号の改正規定を除く。）、第百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五十九条第三項から第五項まで及び第百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十五条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第一条中金融商品取引法第三十七条の三の規定、見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第四十二条の七の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る）、同法第七十九条第二項の改正規定（審判の「最初の審判手続」に改める部分に限る）、同条第四項の改正規定、同法第八十一条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条第三項及び第一百八十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載されれ」を「審判手続開始決定記録に記録され

労働金庫法第九十四条の二の改正規定（に）禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第二十五条の二の改正規定（四第三号及び第四号の改正規定（第十三条中「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第五十二条の二の五の改正規定（正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第五十二条の四十五の二の改正規定（同法第五十二条の四十五の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第五十二条の六十の十七の改正規定（四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条の二の改正規定（に）禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第

九条第八項の改正規定、同法第百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百十五条规定及び第五号、第三百十六条の二第二号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十九号第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の第五号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されてない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

#### （罰則に関する経過措置）

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。